

警報発令時・地震発生時の対応について

1 警報発令時

橋本市に『大雨警報』『洪水警報』『暴風警報』『暴風雪警報』『大雪警報』のいずれかが発令された場合について

1 始業前の場合

- 午前6時現在、上記警報が発令されている場合、臨時休業とします。
- 午前8時30分までに上記警報が発令された場合は、臨時休業とします。
すでに登校している児童は、保護者への引き渡し又は帰宅となります。

2 在校中の場合

- 午前8時30分以降に上記警報が発令された場合
原則、保護者への引き渡しとなります。その際、一斉メールでお知らせします。
保護者の方が引き取りに来られるまで児童は学校で待機していただきます。
(ややこしい気象状態のときは、お子様に保護者の所在を伝えておいてください。)

3 翌日の警報等発令が予想される場合

- 気象台からの情報提供を受け、橋本市教育委員会で翌日の臨時休校を決定した場合は、一斉メールで臨時休業の連絡をします。

4 その他

- 警報の発令・解除につきましては、テレビ・ラジオ・防災和歌山メール配信サービス等での「橋本市」の気象情報把握に十分ご注意ください。
- 警報の発令・解除の有無にかかわらず、通学路及びその周辺が危険な状況にあるとご家庭で判断される場合は、自宅待機し、その旨を学校に連絡してください。
- 学校が通学路の危険な状況を把握した場合は、関係する家庭へ連絡します。
- 災害に限らず、地域で危険な状況が発生した場合は、学校に情報をお寄せください。

2 震度5弱以上の地震発生時

1 始業前（児童が登校するまで）の場合

- 発生した当日は、臨時休業とします。

2 在校中の場合

- 状況把握後、周囲の被害状況が重度な場合は、学校で待機し、保護者の方に引き渡しとなります。その際、一斉メールでお知らせします。

3 その他

- 地震の規模によっては通信手段が遮断されてしまう可能性があります。学校から連絡がない場合は、自宅待機および避難所へのすみやかな避難をお願いします。
- 震度5未満の地震であっても、周辺の状況によって安全が確認できない場合は自宅待機させてください。
- 登下校中に地震が発生した場合に備えて、ご家庭でお子様と避難の場所や避難の仕方等について話し合い、確認をしておいてください。

*この内容は、橋本市立小中学校で統一されています。

*右のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み取って、登録すると警報発令等の配信サービスを受けることができます。QRコードではなく regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp に空メールを送っても返事が来て、登録の窓口に入ることができます。

*学校からの連絡を、紀見小学校ホームページで見ることができます。紀見小学校 TEL 3 2 - 1 5 2 2

